

独立行政法人自動車事故対策機構に係る年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）の第三期中期計画を実行するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定に基づき、機構に係る平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間）の年度計画を以下のとおり定めます。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）組織運営の効率化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」（平成25年1月20日行政改革推進会議 独立行政法人改革等に関する分科会）等の趣旨を踏まえ、安全指導業務の民間移管、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とするなどの合理化に伴い整備した体制により、被害者援護業務及び自動車アセスメント業務の充実を促進するとともに、引き続き平成25年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿って、支所業務の集約化・効率化を図ります。

（2）人材の活用

- ① 安全指導業務、被害者援護業務等に必要な人材を育成するため、産業カウンセラー、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）等の資格を取得させるとともに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。
- ② 安全指導業務、被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。
- ③ 「NASVA人材育成方針」に基づき、次代のNASVAを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員のモチベーションを向上させるとともに、職員の意欲・能力を活かす人事管理や組織作りを推進します。

（3）業務の運営の効率化

① 安全指導業務

指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合について、予約受付開始日を早めるなど利便性の向上を図ることにより指導講習80%・適性診断5%以上とします。

また、契約事業者^(注1)及び貸出機器^(注2)による一般診断の利用促進を図るため、契約事業者に対する働きかけや講習会等での貸出機器の周知を行い、支所以外での受診者の割合を49%以上とします。

民間参入の状況等を踏まえつつ、上記取組を通じて受付業務等の省力化による支所内業務の効率化を図ります。

(注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

(注2)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。

② 療護施設

ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、引き続きタスクフォース^(注3)による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。

(注3)外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

イ 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、平成26年度のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、コスト削減に努めます。

ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。

③ 交通遺児等への生活資金の貸付

ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

ウ 関係機関・団体等との連携の強化、情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）の活用による周知、各種イベントを通じた広報の推進、訪問支援・交流会の機会を活用した介護料受給家庭への案内等により、貸付制度及び友の会活動の周知を徹底します。

また、平成26年度に導入したコンビニエンスストアを活用した返還について、その効果を検証し、平成26年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標(債務者折衝率)を設定し、早期の折衝を行うことなどにより、債権管理・回収の一層の強化を行います。

さらに、コストの相当部分を占める嘱託費を削減するため、事故対策事業推進員の更なる適正配置を計画的に進めます。

エ 利用者ニーズに即した柔軟な制度運営を図るとともに、必要に応じて規程等を見直します。

④ 業務全般

- ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成26年度予算の3%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で15%以上削減します。
- イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成26年度予算の2%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で10%以上削減します。
- ウ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成27年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組みます。
- エ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行に伴い、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に係る業務方法書の改正を行うとともに、内部統制の推進、リスク管理、情報システム整備、監事監査、内部通報等の内部統制システムに係る諸規程の整備・検討を進め、内部統制の一層の充実・強化を図ります。
- オ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するなど、適切なセキュリティ対策を推進します。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）安全指導業務等

- ① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。

また、さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、機構が開発したi-NATS（新適性診断システム）の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を引き続き支援します。

加えて、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき平成25年度に国が作成した民間参入促進のための工程表を踏まえた取組方策により、業界団体との協働実施

等、引き続き参入に向けた働きかけを着実に実行します。

- ② 自動車運送事業者における運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるように、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行います。
加えて、一般講習テキストに被害者援護業務の取組を掲載するなどにより被害者援護業務等との連携を推進します。
また、指導講習等の内容の一層の充実に向け、これまで蓄積した安全指導業務に係る知見等の有効活用方策について検討します。
- ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成27年度）について、4.0以上とします。
- ④ 安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。
また、制度の動向を注視し、関係法令の改正等に応じて、速やかに講習テキストに反映させるなど、適時、適切に情報の提供を行うこととし、自動車運送事業者における安全マネジメント体制の構築、改善の支援を行います。
- ⑤ 道路交通安全マネジメントシステム規格の国内での運用に関する以下の活動を行い、道路交通安全の向上に寄与します。
 - ア 必要に応じて、外部有識者等からなる国内審議委員会及び専門委員会を開催し、情報の収集、国内の意見集約等を行います。
 - イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣し、意見交換、情報収集等を行います。
 - ウ 道路交通安全マネジメントシステム規格を取得した組織により、自動車事故の減少やそれに伴うコスト低減等が図られるよう、認定、認証、研修及びコンサルティングの各実施機関と連携し、同規格の的確な運用を図ります。
- ⑥ 道路交通安全マネジメントシステム規格の認証取得により、自動車事故の減少及びそれに伴うコスト低減等の具体的な成果に繋げるため、我が国において自動車運送事業者等を対象に同規格の要求事項に加えて更なる安全対策の実施を求めるスキーム（N-R-T-S認定・認証スキーム）の管理を行い、同規格、同スキームの的確な運用及び定着を図ります。
- ⑦ 道路交通安全マネジメントシステム規格の取組を事業者等に浸透させるため、セミナーやコンサルティング等を実施し、安全マネジメント講習会等の機会を利用しPRを行い、道路交通安全の向上に寄与します。

（2）療護施設の設置・運営

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム^{（注4）}、プライマリナーシング^{（注5）}、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施します。

(注4)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

(注5)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

- ② 「施設及び設備に関する計画」(別紙1)に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、施設の老朽化が目立つ療護センターの中長期修繕計画を策定します。

また、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図ります。

- ③ 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。

- ④ 関東西部地区における新たな委託病床については、委託先病院を選定の上、患者受入を速やかに開始して適切な治療・看護を行います。

また、委託先の選定・設置後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、その後の委託病床の立地等のあり方について検討します。

- ⑤ 療護施設(療護センター及び委託病床)においては、上記①から④までにより治療効果を高め、平成27年度中の遷延性意識障害(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害)からの脱却^(注6)者数を19人以上とします。

また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。

さらに、療護施設看護の一環として、新看護プログラム^(注7)の全部又は一部を実施するとともに、技術向上を図ります。

(注6)「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。

(注7)「新看護プログラム」とは、療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした看護プログラムをいう。

- ⑥ 療護施設と主管支所及び支所との連携による病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行います。

- ⑦ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用してもらう観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、短期入院協力病院・入所施設を始めとする部外施設の看護師等の研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。

- ⑧ 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、主管支所及び支所と連携し、メディカルソーシャルワーカー^(注8)、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行います。

また、患者の在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の情報提供を積極的に行います。

(注8)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

(3) 介護料の支給等

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。

また、「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)における自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討するという趣旨を踏まえ、介護料受給者並びにその家族(以下「受給者等」という。)への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を55%以上とします。

併せて、訪問支援結果を整理分析して本部並びに必要な主管支所及び支所で共有し、訪問支援の効果的な推進に努めるとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、介護不安の低減などの支援内容の充実を図ります。

- ② 介護料受給者の短期入院協力病院(以下「協力病院」という。)等への短期入院及び短期入所協力施設(以下「協力施設」という。)等への短期入所に係る費用の助成を積極的に行います。

また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院、協力施設、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所費用助成制度の利用の促進と円滑な運用を図ります。

さらに、協力病院及び協力施設(以下「協力病院等」という。)への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で受給者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間を「つなぐ」取組を行うとともに、利用前から利用後までの協力病院・施設及び受給者等へのフォローアップを実施します。加えて、上記活動を通じ、協力病院・施設の実情や、受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努めます。

- ③ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして交流会への協力を求め、受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた受給者等の支援を実施します。

また、協力病院等の施設情報を提供する他、災害時の緊急連絡先の把握及び安否確認の実施、防災情報の提供等ニーズに即した支援の充実に努めます。

加えて、上記活動を通し、引き続き主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進めます。

- ④ 以上の施策を強力に推進するため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進めるとともに、被害者援護業務に専念させます。

また、事故対策事業推進員の配置を見直し、訪問支援を担当する事故対策事業推進員の大規模支所等への配置を進めます。

併せて、支援の質を向上させるため、幅広い職員を対象に、被害者援護業務のスキルをアップするための研修を実施します。

- ⑤ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（平成27年度）を、4.0以上とします。

（4）交通遺児等への生活資金の貸付

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。

また、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の効果的な実施を図るなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。

- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成27年度）について、4.0以上とします。

（5）自動車事故被害者等への情報提供・相談対応

- ① 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）を実施し、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行うとともに、情報案内サービスの周知に努めます。

また、的確な情報提供を行うため、情報案内サービスに従事する者への研修等を行います。

- ② 家庭相談員について、交通遺児等に対する相談業務のほか訪問支援業務を追加し、受給者等への相談対応の強化を図ります。
- ③ 本部及び主管支所の在宅介護相談窓口において、受給者等への相談支援を実施するとともに、関係支所と支援の結果の共有や必要に応じて被害者団体と連携することにより、訪問支援と相まって、相談対応及び情報提供の充実に努めます。
- ④ 協力病院等や防災関係など受給者等のニーズに係る情報、被害者援護業務に係る各種情報及び介護者なき後に備えるための情報を、機関誌、ホームページ等を積極的に活用して提供します。

(6) 自動車アセスメント情報提供業務

自動車アセスメント情報提供業務について以下の取組を確実に実施するとともに、認知度や社会的意義の向上のあり方を検討するなど更なる充実を図ります。

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすくなるような情報の提供・環境の構築を図ります。
これにより安全性能に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。
- ② ユーザーが自動車アセスメント結果を利用しやすく、わかりやすい情報の提供を図るため、以下の取組を行い、ホームページへのアクセス数向上に努めます。
 - ア チラシ等の新たな広報手法を検討するとともに、イベント等を中心として様々な機会を通じて、チラシ・パンフレットを配布します。
 - イ 一層わかりやすくホームページ及びパンフレットを改善します。
 - ウ 自動車アセスメント等試験結果発表会を開催し、併せてJNCAPファイブスター賞の発表を行います。
 - エ 自動車アセスメント等試験公開において、マスメディアが活用しやすい情報となるよう提供方法を工夫することにより、多くのユーザーに対しアセスメント事業の周知を図ります。
 - オ 一般ユーザー（消費者）や被害者団体の声等を反映するため自動車アセスメント試験の公開等を行うなど、被害者援護業務等との連携を推進するほか、イベント等での衝突試験車両の展示により自動車アセスメント情報の一層の周知を図るとともに、こうした場を活用して機構業務全般の認知度の向上も図ります。
- ③ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度（27年度）について、4.0以上とします。
- ④ 乗員保護性能の向上のため、前面衝突時における胸部障害評価方法の改正のための検討を行います。
- ⑤ 予防安全技術試験拡充について以下の取組を行います。
 - ア 衝突被害軽減ブレーキ試験（対車両 AEBS）及び車線逸脱警報装置（LDWS）についての試験を本格実施します。
 - イ 車両後方視界情報提供装置について新たに策定した試験方法を用いて試験を実施します。
 - ウ 衝突被害軽減ブレーキ試験（対歩行者 AEBS）を導入するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法を策定します。
 - エ 夜間歩行者事故対策に係る調査研究を行います。
- ⑥ 海外の自動車アセスメント関係機関との連携を深め、情報交換を積極

的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てます。さらに、機構が保有する医学的知見を有効活用するなどして専門家と連携した取組について検討します。

- ⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

(7) 自動車事故対策に関する広報活動

機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制、マスメディア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安全関係イベントへの参画、国・地方自治体・損害保険会社等の関係機関と連携した広報活動を積極的に実施します。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙2のとおり。

なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,200百万円とします。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

なし

6. 剰余金の使途

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

別紙1のとおり。

(2) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。

引き続き、新規職員の積極的な採用による新陳代謝の効果により、さらなる給与水準の引き下げが図られるよう取り組みます。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ

た見直しを行います。

(3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。